

第1回安全推進協議会における委員からの意見への回答【追加回答分】

令和5(2023)年6月30日に開催した第1回安全推進協議会において、後日回答を行うこととした項目について回答をとりまとめましたので公表します。
 なお、協議会当日の質疑応答において、追加で回答を行うとしたものについては、当日の回答を上段に記載したうえで、追加分の回答を記載しました。

委員からの御質問・御意見等	県(事務局)からの回答等
年1回の開催は少ないと思う。最低でも半年に1回は開催して欲しい。検討願う。	会議については、必要に応じて開催することとしておりますので、今後、委員の皆様の御意見も伺いながら、決定させていただきます。
p.14、16に受入れ基準があるが、廃プラなどに石綿が含まれる可能性がある。石綿がサンプルの分析項目に含まれていないように思われるが、石綿含有の調査は徹底いただきたい。	石綿含有廃棄物については、事前に確認を実施し、適切に対応する。 【以下、追加回答】 石綿含有廃棄物については受入の対象となるが、資料では詳細な記載が漏れていたため、資料6 P.14を修正します。
p.17の契約に盛り込む事項について、天蓋車の記載が無い。北沢の不法投棄物に関しては天蓋車による運搬を行うと、事前の住民説明会等でも説明されていたと思うが、天蓋車運搬に係る記載を契約の内容に盛り込んで欲しい。	不法投棄物の運搬車両については、水密性の高い車両(天蓋車)を使用することとしていることから、その遵守状況を確認していきます。
搬入時間を環境保全協定第10条等で定めており、通学等への配慮をうたっている。小中学校の登下校、特に下校時の和見方面へのスクールバスが15～16時に、小砂方面及び中学校は16時に集中している。夏期・冬期など休みの際は、お昼の便もある。営業車両の通行にはこういったことも配慮いただき、適宜通行を避ける等対応を検討いただきたい。	搬入時間にかかる配慮については、環境保全協定において原則とうたっているものについては遵守すべきと承知している。夏期・冬期休業時等の配慮についても、出来る限り配慮していきたい。 【以下、追加回答】 搬入前に実施する安全管理講習会において、搬入時間、搬入ルート、交通ルールの遵守等について指導を徹底する。
p.24抜き取り検査は、事前に事業者に「この日に抜き取るよ」とお知らせするのか。そういうことの無いよう対応してもらいたい。	抜き打ちで実施し、契約時と性状に変化が無いこと、受入基準に適合していることを確認する。
p.29の浸出水処理の脱水汚泥は処分場内に戻すと理解しているが、その成分分析を実施し、分析結果を公表すべきと考える。	浸出水処理に伴う脱水汚泥については定期的に成分分析を実施し、受入基準への適合状況を確認する。公表については今後検討する。
環境モニタリングに現在注目されているPFAS(有機フッ素化合物の総称)を追加すべき。	PFASについては、国等における法規制の状況等も踏まえながら、項目への追加について検討する。
住民目線で言うと、県の確認状況についても開示・説明してもらえると良いと思う。	県の確認状況については、委員の皆様の御意見も伺いながら報告させていただく。
PFASの追加を北沢の環境モニタリングについても検討いただきたい。	PFASについては、国等における法規制の状況等も踏まえながら、項目への追加について検討する。

Ⅲ 受入管理体制 受入基準

別紙 資料6 P.14

修正前

受入れ基準

埋立許可産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、廃棄物を処分するために処理したもの（法施行令第2条第13号廃棄物）

廃棄物の種類	基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none">・原則として栃木県内で排出されたものであること・水や他の廃棄物と反応して引火、発火又は発熱するおそれのあるものでないこと・火気を帯びていないこと・放射能濃度が4,000Bq/kg以下であること・中空の状態でないこと・最大径が概ね50cm以下であること（ゴムくず、廃プラスチック、石綿含有産業廃棄物は除く）
燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、13号廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・埋立処分に係る判定基準に適合すること（※1）・飛散防止措置を講ずること（燃え殻、鉱さい、ばいじん）・含水率が85%以下であること（汚泥）
がれき類、廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none">・鉄筋等の異物が除去されていること（がれき類）・廃石綿等（特別管理産業廃棄物である飛散性石綿廃棄物）を含まないこと（廃プラスチック類）

※1 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

Ⅲ 受入管理体制 受入基準

別紙 資料6 P.14

修正後（下線部分）

受入れ基準

埋立許可産業廃棄物の種類

燃え殻(※1)、汚泥(※1、※2、※3)、
 廃プラスチック類(※2、※3)、紙くず、
 木くず、繊維くず、動植物性残さ、
 ゴムくず、金属くず(※2)、
 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(※2、※3)、
 鋳さい(※1)、がれき類(※3)、ばいじん(※1)、
 廃棄物を処分するために処理したもの
 (施行令第2条第13号廃棄物)

※1 水銀含有ばいじん等を含む

※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む

※3 石綿含有産業廃棄物を含む

廃棄物の種類	基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として栃木県内で排出されたものであること ・水や他の廃棄物と反応して引火、発火又は発熱するおそれのあるものでないこと ・火気を帯びていないこと ・放射能濃度が4,000Bq/kg以下であること ・中空の状態でないこと ・最大径が概ね50cm以下であること（ゴムくず、廃プラスチック、石綿含有産業廃棄物は除く）
燃え殻、汚泥、鋳さい、ばいじん、13号廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分に係る判定基準に適合すること (※4) ・飛散防止措置を講ずること（燃え殻、鋳さい、ばいじん） ・含水率が85%以下であること（汚泥）
がれき類、廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋等の異物が除去されていること（がれき類） ・廃石綿等（特別管理産業廃棄物である飛散性石綿廃棄物）を含まないこと（廃プラスチック類）

※4 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準